

インバウンド対応アドバイザー派遣事業実施要領

第1 目的

本事業は、観光関連団体等からの要請に対し、食及び観光振興に資する各分野において、訪日外国人旅行者（以下「インバウンド」という。）に対応する豊富な知識や経験等を有する専門家（以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、インバウンドの受入環境の向上と海外からの誘客促進等を図ることを目的とする。

第2 事業の対象

次に掲げる団体等からの申請に応じ、地域の実情や取組内容等を踏まえ、渡島総合振興局長が適当と認めた者に対してアドバイザーを派遣するものとする。なお、事業者については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者を原則とする。

- (1) 渡島管内市町
- (2) 渡島管内観光関係団体
- (3) 渡島管内観光事業者
- (4) 渡島管内食関連事業者
- (5) その他、渡島総合振興局長が必要と認める団体

第3 アドバイザーの委嘱等

渡島総合振興局長は、本事業を実施するために必要なアドバイザーを選定し、委嘱する。

- 2 アドバイザーの委嘱期間は委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度末までとする。
- 3 渡島総合振興局長は、次のいずれかに該当するときは、アドバイザーの委嘱を取り消すことができるものとする。
 - (1) 本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - (2) この要領その他法令に違反する行為を行ったと認められる場合
 - (3) 精神又は身体に著しい障害があるため、アドバイザーとしての業務遂行能力を欠くに至ったと認められる場合
 - (4) 第5のアドバイザーの義務に違反した場合
 - (5) その他渡島総合振興局長がアドバイザーとして不適格と認めた場合

第4 アドバイザーの業務

アドバイザーは、国際的に質の高い観光地づくりや、海外からの誘客促進等に係る取組を支援するために、次に掲げる業務に関連する指導・助言等を原則、現地において行うものとする。また、指導・助言等の内容・実施方法について、事前に渡島総合振興局と協議し、単一な内容とならないように実施する。

- (1) インバウンドの受入環境の整備・改善に係る取組
- (2) インバウンド向けの観光資源の発掘や磨き上げに係る取組
- (3) インバウンド向けの新商品開発への取組
- (4) みなみ北海道の魅力の海外向け情報発信に係る取組
- (5) その他、渡島総合振興局長が必要と認める取組

第5 アドバイザーの義務

アドバイザーは、職務上知り得た秘密及び個人情報を洩らし、又は盗用してはならない。

なお、アドバイザーとしての委嘱期間が経過した後も同様とする。

- 2 アドバイザーは、渡島総合振興局の求めに応じ、指導又は助言に関連する資料を提出するものとする。
- 3 アドバイザーは、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

第6 アドバイザーの派遣

アドバイザーの派遣を希望する観光関連団体等は、様式1（インバウンド対応アドバイザー派遣申請書）により、渡島総合振興局長に申請するものとする。

- 2 渡島総合振興局長は、前号の申請があった場合は、予算の範囲内で派遣を希望する者の取組内容等を勘案した上で、適当と認めるアドバイザーを選定し、派遣するものとする。

なお、派遣については、複合的要素の高い取組内容を優先する。

- 3 アドバイザーの派遣回数は、同一団体等が行う同一目的の事業について3回を上限とし、1回につき4時間以内とする。ただし、渡島総合振興局長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第7 完了報告

アドバイザーの派遣を受けた団体等は、1回の派遣事業が完了するごとに、様式2（インバウンド対応アドバイザー派遣事業完了報告書）を渡島総合振興局長に提出するものとする。

再度派遣希望であれば、様式2に再度派遣希望日時を記載することで、申請したもののみなす。

また、アドバイザーの指導・助言等による成果物がある場合は、電子データ・紙媒体のいずれかをアドバイザーもしくは派遣を受けた団体等から渡島総合振興局長へ提出するものとする。

第8 アドバイザーへの謝金等

渡島総合振興局長は、事業完了報告書の提出を受け、内容が適切であると認めた場合には、アドバイザーに対し、派遣事業に係る謝金及び旅費を支給する。

- 2 謝金は、アドバイザーと協議の上、決定する。
- 3 旅費は、北海道職員等の旅費に関する条例の規定に基づく。
- 4 本事業に必要なその他の経費が発生する場合は、派遣先団体等が負担するものとする。

第9 庶務

アドバイザー派遣事業の庶務は、渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課において処理する。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月9日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月19日から施行する。